



飲食店は「原則屋内禁煙」になります。

望まない受動喫煙を防止する目的で、健康増進法が改正され、多くの方が利用する全ての施設は、2020年4月から原則屋内禁煙となります。

飲食店も原則屋内禁煙になりますので、受動喫煙対策が必要です。

店内で喫煙させる場合は、喫煙室の設置が必要です。

原則は禁煙!!



基本的には

加熱式タバコのみ喫煙させる場合

個人、中小規模飲食店の場合

喫煙を目的とするバー・スナック

喫煙室の種類	① 喫煙専用室	② 加熱式タバコ専用喫煙室	③ 喫煙可能室	④ 喫煙目的室
要件等	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙のみ可能 ただし、右の②～④の要件等に該当する場合は、②～④の設置も可 	加熱式タバコのみ喫煙可能 <ul style="list-style-type: none"> 加熱式タバコ アイコス など 	(1)2020年4月1日までに営業許可を受け、いずれかに該当 ア 個人経営 イ 資本金（出資）の総額5000万円以下※注1 (2)かつ客席面積100㎡以下（約30坪以下） 保健所への届出が必要！（裏面をご覧ください）	<ul style="list-style-type: none"> たばこ小売販売業の許可又は出張販売の許可を得てタバコの対面販売をしている。 設備を設けて飲食をさせる営業（主食を除く）を行うもの。
飲食の提供	×	○	○	○
設置場所	施設の一部	施設の一部	施設の一部、又は全部	施設の一部、又は全部
管理権原者の責務	たばこ煙の流出を防止するための技術的基準	<ul style="list-style-type: none"> 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上 → 概ね3月以内毎に気流の測定を実施、記録することが望ましいとされている。 たばこ煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること たばこ煙が屋外又は外部に排気されていること ※施設内が複数階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱も可能 ※③で、店舗全体を喫煙可能とする場合は、壁・天井等によって区画されていること		
	標識の掲示	喫煙専用室等の出入り口及び施設の出入り口に標識を掲示		
	立入制限	20歳未満は立入禁止（従業員を含む）		
	書類の保存	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 客席の床面積にかかる資料 会社の場合は、資本金（出資）の総額にかかる資料

※注1 大規模会社が発行済株式の総数2分の1以上を有する場合などを除く（令和元年12月健康長寿課作成資料改編）
※喫煙可能室設置施設は、広告・宣伝をするときは、喫煙可能室設置施設であることを明示すること

喫煙可能室の届出について

次の場合は、保健所への届出が必要です。

- ①喫煙可能室を設置した場合
- ②管理権原者の氏名や住所の変更など届出事項に変更がある場合
- ③喫煙可能室を撤廃、または飲食店を廃止した場合

① 喫煙可能室の届出

喫煙可能室設置施設 届出書（附則様式第1号（附則第2条第7項関係））を提出

② 喫煙可能室届出事項の変更

喫煙可能室設置施設 変更届出書（附則様式第1号の2（附則第2条第7項関係））と変更事実を証明できる書類を添付して提出

	変更事項	添付書類	
設置施設 喫煙可能室	名称の変更	営業許可証の写し	
	所在地（又は車両番号等）の変更	※住居表示や地番の変更の場合 営業許可証の写し	
管理権原者	個人の場合	氏名の変更	戸籍抄本または住民票抄本 （旧姓、新姓が記載されたもの）
		住所の変更	新住所が記載されている運転免許証または国民健康保険手帳など公的機関が発行するもの。
	法人の場合	名称の変更	登記簿謄本（原本）または履歴事項証明書（原本）
		代表者の氏名の変更	
管住所の変更 （主たる事務所の所在地）			

③ 喫煙可能室の撤廃・廃止

喫煙可能室設置施設 廃止届出書（附則様式第1号の3（附則第2条第8項関係））の提出

喫煙可能室の管理権原者の責務 ※違反した場合は罰則があります

※管理権原者とは：経営者、オーナー、営業者

- 喫煙可能室におけるタバコの煙の流出を防ぐための技術的基準
 - ア 喫煙可能室の出入口で、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上（概ね3月以内毎に気流の測定を実施、記録することが望ましい。）
 - イ 煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること。
 - ウ タバコの煙が屋外に排気されていること。
- 店舗全体を喫煙可能とする場合は、壁・天井等によって区画されていること。
- 喫煙可能室等の出入口及び飲食店の出入口に標識を掲示すること。（なお、喫煙可能室を廃止する場合は、標識を除去すること。）
- 20歳未満は立入禁止（従業員を含む）
- 既存特定飲食提供施設の要件かかる書類の保存
 - ア 客席部分の床面積がわかる書類（店舗図面）
 - イ 会社の場合は、資本金・出資金の総額がわかる書類（登記、企業パンフレット等）
- 広告・宣伝をするときは、喫煙可能室設置施設であることを明示すること。

問い合わせ先 沖縄県南部保健所 健康推進班 TEL098 (889) 6591
＜各種届出書は沖縄県南部保健所のホームページに掲載しています＞

2019年12月作成

